

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護開始決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢だったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和6年4月17日付保護開始決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法・不当であるとして取り消すべきである旨主張する。

1 請求人が令和6年4月8日に行った申請に対して、敷金等、住宅扶助特別基準について処分庁が本件処分により却下したものであるのか、不作為としたものであるのか判然としないが、それぞれの場合に分けて反論する。

却下したものであるとすれば、理由の記載が一切なく、反論のしようがないため、理由不記載により取消しは免れない。

却下していないものだとすれば、法令により、同年5月9日を経過すれば、却下したものとみなされるので、このみなし却下処分に対して、理由不記載、特段の理由もないのに法令期間の14日を経過している違法により、取り消す裁決を求める。

2 請求人は、○○市○○区で住宅扶助の特別基準が認められており、敷金等、転居費用、前家賃含めて支給され、○○区に転居してきたのであり、○○区がこれを認めないとするのであれば、○○市○○区が

支給した敷金が無駄になってしまうばかりか、引っ越し作業等全部無駄になってしまう。請求人がやっと通院できる場所に転居したのに、その状態も失ってしまい、非合理的である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 4月10日	諮問
令和7年 6月17日	審議（第101回第1部会）
令和7年 7月18日	審議（第102回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性と保護基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするし、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類（生活扶助、住宅扶助等）ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 住宅扶助

ア 保護基準は、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地（請求人の居住する○○区は、これに該当する。）では月額13,000円以内とし（保護基準別表第3・1）、当該費用がこの

基準額を超えるときは、限度額の範囲内の額とするとしている（同・2）。

イ 「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の認定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）1は、東京都における世帯人員が1人の場合の1級地の限度額を月額53,700円としている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・オは、限度額によりがたい家賃等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、特別基準の額の範囲内において、必要な額を認定して差しつかえないものとしている。

そして、この特別基準の額は、東京都における世帯人員が1人の1級地の場合、69,800円としている（限度額通知2）。

エ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問56・答は、局長通知第7・4・(1)・オの「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代当）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう」としている。

オ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問6-55・1・(3)は、上記エの「地域において（中略）限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」について、以下の留意点を示している。

「地域において世帯人員別限度額の範囲内では賃貸物件を確保することが極めて困難である場合に限る。地域の住宅事情を理由として特別基準額の適用の可否を判断するのは、当該地域の実施機関である。この区分により、特別基準額の適用を行おうとする場合には、

住宅扶助を必要とする被保護者の状況を個々に判断するのではなく、当該地域を管轄する実施機関が、地域の住宅事情を的確に把握して、管内の被保護世帯に対して、統一的な適用基準を用いることが必要である。」

そして、運用事例集問6－55・2・(1)は、「都内における住宅事情は各実施機関の管内ごとにそれぞれ異なっていることから、地域の住宅事情（1の(3)の場合）により特別基準額を認める場合は、当該地域内の実状を踏まえて、それぞれの実施機関の判断で定めることが可能である。」としている。

カ 処分庁においては、「〇〇区における住宅扶助の基準額について」により、実家賃が限度額を超過し、特別基準を設定できる場合として、①老人等で従前の生活状況からみて転居が困難と認められる場合、②車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合の二つを定めているが、地域の住宅事情を理由とする特別基準の設定はしていない。

(3) 保護の開始

法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとしている。また、同条7項は、保護の申請をしてから30日以内に3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができるとしている。

(4) 局長通知等の位置付け

局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、運用事例集による上記取扱いは、局長通知及び課長通知の取扱いの基準に合致するものであって、合理性が認められるものである。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 本件処分は、請求人に対して保護を開始すること並びに保護の種類、程度及び方法について決定したものであるが、その保護の種類・程度のうち、請求人が住宅扶助の額について不服を述べているため、この点について検討する。

処分庁は、賃料 6 9, 800 円の賃貸借契約書を添付した本件申請を受け、同額が限度額通知の限度額 53, 700 円（1・(2)・イ）を超えていることから、ケース診断会議を実施し、特別基準の要件には該当しない旨の結論となり、住宅扶助 53, 700 円を支給する本件処分を行ったことが認められる。

特別基準が認められるためには、①世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、②老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は③地域において世帯人員別の住宅扶助の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合が必要とされているところ（1・(2)・ウ及びエ）、①請求人において、特に通常より広い居室を必要とする状況は見受けられず、また、②請求人は○○市から転居したことから、従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合にも当たらない。そして、③処分庁においては、地域の住宅事情を理由とする特別基準の設定をしていない（同・カ）。

そうすると、処分庁が、請求人の保護開始に伴い、請求人の住宅扶助を限度額通知の限度額である 53, 700 円と認定したことは、上記 1 の法令等の定めに則ったものといえ、その判断に違法又は不合理な点は認められない。

- (2) また、生活扶助についても、請求人の生活扶助の基準額を 94, 290 円とし、保護開始日である 4 月 8 日から日割り計算により生活扶助費を 72, 289 円としたことに違算は認められない。
- (3) 以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

- (1)ア 請求人は、第 3・1 のとおり、本件処分が申請を却下したものであるとすれば、理由の記載が一切ないから、理由不記載により取消しあはれない旨主張する。

しかし、本件申請は、処分庁に対して保護の開始を求めるものであり、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって通知しなければならないとされているところ（1・(3)）、処分庁が本件処分通知書により、「貯金等の減少・喪失」を理由として請求人の保護を開始し、生活扶助及び住宅扶助を支給する旨を決定していることからすれば、本件処分通知書の理由記載が不十分という

ことはできない。

この点、請求人は、別紙書面を法に基づく保護申請として、保護開始を求める本件申請とは独立した保護申請として扱うことを求めているようにも解されるが、保護開始の際に住宅扶助を決定することは、保護の実施機関が、申請者から提出された資料等に基づき、法令等の定めに則って行うものであり、住宅扶助の特別基準額等を求める別紙書面は、本件申請の添付資料の一部として扱うべきものであり、別紙書面を本件申請とは独立した保護申請として扱うことはできない。この判断は、別紙書面に「以下の内容で、生活保護法に基づき、申請」する旨、「全て別個独立した、申請をする意思で申請してい」る旨の記載があることによって左右されるものではない。

イ また、請求人は、本件処分が請求人の申請を却下していないとすれば、法令により、却下したものとみなされるので、このみなし却下処分に対して、理由不記載、法令期間の14日を経過している違法がある旨主張する。

しかし、上記アで述べたとおり、請求人が本件申請の際に提出した別紙書面は、独立した保護申請として扱うことができないものであるから、みなし却下の根拠である法24条7項が定める申請とはいえず、請求人の判断で同項により却下とみなすことはできない。

ウ したがって、請求人の主張はいずれも理由がない。

(2) 請求人は、第3・2のとおり、〇〇市〇〇区で特別基準が認められていたのに、〇〇区がこれを認めないというのは非合理的である旨主張する。

しかし、特別基準の適用は、地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる場合に認められることからすれば（1・(2)・ウ）、〇〇市事務所で特別基準が認められていたからといって、処分庁において特別基準を当然認めるべきものとはいえない。そして、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙 (略)